

日本共産党の川崎篤子です。

議案第22号 平成26年度東海村一般会計予算について、会派を代表し、反対の立場から討論をいたします。

本村にも甚大な被害をもたらした東日本大震災と福島原発事故から丸3年が過ぎました。山田村長は、施政方針で「2014年度の村政は、自らの本格執行になる」と述べた上で、震災の復旧・復興のための継続事業である下水道関連、南台及び緑が丘住宅団地における造成宅地滑動崩落緊急対策事業や福島原発事故の影響による除染事業の現在までの進捗状況について、全力を傾けた取り組みによりほぼスケジュール通り進められていると説明しました。この間の執行部の皆さまのご苦勞とご努力に改めて敬意を表します。引き続き被災者の声に丁寧な耳を傾け、要求に寄り添った対応に努められることが求められます。

さて、本年4月からの安倍自公政権のもと消費税増税と一体で進めようとする社会保障解体は、村民の暮らしにも地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが大変懸念されます。

こうした中、本村の新年度一般会計予算を見まして、まず評価できる点について述べます。

1点は、要保護児童等対策事業として家庭児童相談員を1名、新たに雇用することは、見えにくくなっている一人悩みながらの子育てに苦しむ母親などの相談や、児童虐待の防止などにもつながる手立ての1つとして重要な施策と考えます。効果の発揮を期待します。

2点は、生物多様性地域戦略推進支援業務委託により、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」等、環境政策を重視する本村において、これら具現化をはかることは必然であり評価できます。

3点は、農地流動化奨励補助事業において、農地耕作者の対象年齢の引き上げを図ることは、農地保全と定年後の生きがいの拡大にもつながり評価できます。

4点は、私共も以前より要望しておりました学校教育におけるスクールカウ

ンセラーの増員配置ですが、今回、準スクールカウンセラーということではありますが、児童生徒や保護者の方々に親身な相談にのっていただき、学校や家庭地域でののびのびした生活につながることを一層期待します。

5点は、文教施設再整備事業をスタートさせる点です。耐震強度不足の中央公民館をそのままに大勢の方々に利用いただいているのは、行政としては大変問題あります。また、数多くある歴史出土物等の展示スペース拠点も求められておりました。本村の本格文教エリア整備のスタートとして進捗を見守りたいと思います。

6点は、この4月から消費税が8%に増税されるというなか、大変心配があった1つの学校給食父母負担がどうなるかという問題です。本村は、新年度据え置きとしたことを評価します。成長期の児童生徒の給食内容に不備が生じることのないようしっかり村が補うことを同時に求めます。

7点は、東海村奨学金運営事業基金積み立て制度の充実を図ろうとする政治姿勢を評価します。学ぶ権利を有するすべての対象者に、学ぶ機会ときっかけを図ることは公的責任として大変重要なことです。

次に、特に留意すべきと考える事項について述べます。

初めに、組織再編の関係です。1つは、複合災害を経験したことで、一旦は分割した原子力安全対策課と消防防災課をまた元に戻し1つにするということですが、問題は、震災後の課として、その役割が発揮できているのかどうかでありますので、役割につきましては十分吟味することが重要と考えます。

2つには、図書館長を課長補佐級に変更することと、議会事務局長を課長級に変更することです。図書館は公的に責任を負うことが重要ななかにも、独立優先させての整備も重要と考えます。議会事務局は、執行部との対等性を持ちつつその機能が十分発揮できるようにと局長人次が部長級として図られてきたものと認識するわけですが、今後の局長が議会の機能発揮に支障を感ずることのないよう対応が重要です。

3つには、村長公室の存在が、村長の異常な権限発揮につながらない留意が

必要と考えることです。

留意すべきと考える2点目は、人事評価の問題です。職員への過度な負担は絶対避けるべきです。行政は民間と違い、福祉の増進を図る仕事をするところです。職員集団の良質な質こそ重要です。成果主義に陥っては行政のいい仕事はなかなか出来にくいと考えます。

3点目に、行政協力員について取り上げたいと思います。現在の自治会長、副会長、班長が協力依頼されているわけですが、この形態は、住民の自主的な自治会活動にそぐわないのではないかと、多くの村民が疑問を感じているのではないかと思います。誰もが納得いく形態の研究が必要になっているのではないかと危惧します。

4点は、本村は、26年度予算で基金総計を139億3300万円余見込んでいます。一方でここへ来てさかんに言われるのが補助金等の見直しですが、憲法に基づき国がしっかり国民生活を保障することを投げ出している今、地方自治体である村の税活用で再重視すべきは、村民生活支援であることは言うまでもありません。他市町村を気にしたり、独自性の発揮を止めたりすることのないよう、東海村に住んで良かったと言える村づくりを一層活発に進めることが求められています。

5点は、農業振興整備計画の必要性です。村長は、新年度から、農業・農地を新たな枠組みで捉え直し、都市政策と一体的となった農業政策を推進するため、「農業政策課」を新設する、とありましたが、村政の4本柱の1つである農業の振興策を持たずに来たことは、何が原因でどこを解決すればできるのか十分吟味しつつ、有効的計画の策定が求められていると考えます。

次に新年度予算で、容認できない事項について述べます。

歳入では、1点目に地方消費税交付金4億5706万4千円です。これは、消費税率8%への引き上げに基づき引き上げられる地方消費税の歳入見込みです。「この増加分は、社会保障施策に要する経費に充当されます」と本村の予算の概要にはありますが、安倍首相は今年1月22日、スイスのダボスにおいて

「今年は、さらに法人税を引き下げる」という内容の発言をしました。すでに経団連からは、法人税の10%の引き下げを要求され、5兆円の財源が必要になっていました。この度「社会保障と税の一体改革」政府広報が新聞折り込みでいっせいに配られ、「消費税の増収分5兆円はすべて子育て・医療・介護・年金といった社会保障のために使われます」と書き、消費税増税で社会保障財源が5兆円増えるかのような印象を振りまいています。しかしこれは、大企業に法人税減税の5兆円の財源を要求されて、消費税の増収がそっくり法人税の財源に当たるわけですから「消費税の増収分5兆円は、社会保障のために使われます」というのは、全くの嘘ではないでしょうか。

2点目は、廃棄物処理手数料について述べます。新年度ゴミ袋とシールの売上は3645万円見込んでいます。一方村としてこの指定ゴミ袋作成と販売委託で見込んだ予算は1935万5000円です。この差額については、一般財源にただ入っているだけでどう使われているかまるで見えません。これでは住民にとって2重課税的に感じられるのは否めないでしょう。行政は住民に物を売り利益を売るところではありません。約1800万円近いこの差額について明確にすべきです。

歳出では、1点は、番号制度導入に伴う例規整備等支援業務委託についてです。これは、共通番号制（マイナンバー）の利便性がどこにあるのか政府はまともな説明がなく、法案に多くの問題を残したまま2013年5月24日可決された法律に基づく予算措置です。この制度はもともと消費税増税と社会保障改悪を進めるために打ちだされたもので、米国や韓国では情報漏えいや「なりすまし」犯罪が多発し、見直しを迫られています。これから具体化が進めば進むほど問題点や矛盾は広がらざるをえません。

2点は、特別職給料および宿舍賃借料です。条例改正案では旅費に関しても新しく決めていくとのことですが、私どもは、副村長人事につきましては、本来、東海村内から人選すべきであるという立場です。これらの予算化は容認できません。

3点は、電源立地地域整備基金の創設です。今後の公共施設整備等をスムー

ズにさせるための基金ということですが、活用内容は単に基金にするということではなく、十分吟味し、例えば福祉関係で保育所などの人件費に充て、まずは1人でも正職保育士を増やすなど活用が重要と考えます。

4点は、東海村子ども子育て支援事業計画策定にかかる費用支出です。村としては、政府の子ども子育て支援法により、子育て支援に関する公的責任が大きく後退を招く法律として、現行制度を守れときちんと国に意見を上げるべきでした。

5点放射線量提言対策特別緊急事業委託についてです。環境省からの「放射性廃棄物も燃やせるものはどんどん燃やせ」との強い指導のもと、とりあえず100万円予算措置したと受け取れますが、どこで燃やすのかということではクリーンセンターで燃やすための委託料です。如何に8000ベクレル以下であってもクリーンセンターでの焼却に対する住民合意は得られないと考えます。中止すべきです。

6点目は港湾整備負担金支払いについてです。東防波堤の残り600mの工事費の負担金と北埠頭の村領域の浚渫工事費です。村にとん税こそ入っていますが、巨額の税を投資した公共工事としての港湾建設の意義は見受けられません。工事が進むに従い、波除堤や今回の浚渫が必要になるなど当初予定外の不具合が発生してきているようにも見受けられることは本工事の問題点を示しています。

さらに、工事費の負担の考え方ですが、重要港湾との位置づけからは、本来港湾法第42条の規定、国と港湾管理者県の負担を適用させるべきで、地財法など当てはめる必然性はないと考えます。こうした中での負担金支出は税の無駄遣いに通じると言えます。

最後に、今、東海第2原発の廃炉を求める世論が大きく広がる中、国、事業者において、再稼働の動きが強まっています。村は、「再稼働に直結するものではない」として、3月5日に、周辺11の市町村長とともに覚書を交わしました。しかし、村は、東海第二の再稼働問題の判断に当たり、原電の動きをきちんと

見極めることも重要です。昨年6月、フィルター付きベントや防潮堤の設置を、県や本村に説明もせず着工し、今回、安全審査の内容として県や市町村に初めての高さ18メートルの防潮堤建設や難燃性ケーブルへの交換の考えがないことなど説明しています。

本村は全村がほぼ半径約5キロメートル圏内に入り、過酷事故になれば真っ先に避難すべき立地自治体です。住民が被爆せず避難できる有効的な半径30キロメートル圏内住民の避難計画策定は自治体の責務とされ、原子力規制委員会も政府も住民の安全に責任をとろうとしていません。

原電が再稼働に向けて動き出した現在、茨城県はもとより、30キロ圏内の14の自治体はいずれも避難計画策定の見通しがたっておりません。村長は住民の安全に責任をもつ立場から、避難計画が立てられない状況で再稼働のための、安全審査申請はしないよう日本原電に要請すべきであることを申し添えます。

以上述べまして、議案第22号 平成26年度東海村一般会計予算について会派を代表し、反対の立場からの討論といたします。